令和９年度商店街及び中小小売業関係予算、税制改正等要望

令和８年１０月
全国商店街振興組合連合会
理 事 長　山田　昇

商店街は、地域住民の生活を支えるエッセンシャルサービスを担い、地域経済や雇用を支えるとともに、街の治安・美化、災害への対応支援、地域の伝統・文化の継承など公共的な機能の担い手でもあり、地域コミュニティの拠点として重要な「場」となっている。

一方、少子高齢化や人口減少による需要減、経営者の高齢化と後継者難、市街地の空洞化など構造的な問題に加え、近年は電子商取引の増加、人手不足、賃上げに伴う労務費増、物価上昇による個人消費の伸び悩み、金利上昇など商店街を取り巻く環境は厳しさを増している。また、国際情勢の不安定化の影響も懸念される。

全国商店街振興組合連合会は、令和９年度商店街及び中小小売関係予算、税制改正について、次のとおり要望する。

１　地域経済の活性化・市民生活の安定に対する支援

（１）個人消費喚起に対する支援

プレミアム商品券、地域商品券、キャッシュレス還元事業を実施すること。特にプレミアム商品券事業などの実施に当たって、その利用先を地域の商店街に配慮し、事業実施の効果が地域の商店街に及ぶよう配慮すること。

（２）人手不足と賃上げに対する支援

最低賃金引上げによって主婦や学生など扶養に入っている者の労働時間が短くなり、人手不足が進んでいる。人手不足解消のため、地元学生との連携やインターン制度、地域人材のマッチング、求人費用などを支援すること。

最低賃金の額は、地域の実態や中小・小規模事業者の支払い能力を踏まえて決定し、改定後の最低賃金の発行日は事業者の準備期間を踏まえるなど、十分に配慮すること。

また、生産性向上に資する設備投資を行い、賃金の引上げを行った場合に適用される業務改善助成金の助成上限を引き上げること。

（３）原材料高やエネルギー高に対する支援

原材料高対策として適正な価格転嫁が実現する施策を行うこと。エネルギー高対策として燃料油価格定額の引下げや電気・ガス料金の負担軽減を支援すること。

また、省エネ設備の導入（LED 照明、高効率エアコンなど）を支援すること。

（４）防災・減災、防犯・見守り活動への支援

近年頻発する地震、水害、火災被害や将来予想される南海トラフ地震に備え、

共同施設の耐震化などを支援すること。

BCP の策定、研修の実施、年１回以上の防災訓練実施、他商店街との連携、関係資機材購入に対して支援すること。

商店街を「防災備蓄拠点」と位置づけ、防災備品の整備や非常用食料水・簡易トイレなどの購入を補助すること。

商店街が自主的に行っている防犯、防災、子どもや単身高齢者などの見守り活動に支援すること。

（５）大型商業施設の出店・撤退による影響の緩和

大型商業施設の出店や撤退は、地域経済や生活環境に大きな影響を及ぼしている。立地場所によっては、高齢者などに不便をきたすこともある。ついては、一定規模の大型商業施設の出店・撤退に際しては、地域団体との地域貢献活動や経済活性化の取組の協議などを行う仕組みを構築すること。

２　商店街及び中小小売業振興に関する支援

（１）商店街施策

① 共同施設の改修などへの支援

ⅰ）老朽化した共同施設（アーケード、街路灯、カラー舗装など）の改修・撤去や防犯カメラ、AED の更新を支援すること。

ⅱ）特にアーケードは、近年の記録的な猛暑などの異常気象に対して来街者や事業者の健康・安全にも直結するものであり、遮熱・空調設備などの暑熱対策としての効果が見直されている。一方で、老朽化により屋根崩落や飛散、支柱倒壊の危険性が高まっている。ついては、事故の未然防止の観点から、さらには昨今の建築資材や労務費の高騰に対応するため、至急かつ全面的に支援すること。

ⅲ）アーケード、街路灯、防犯カメラなどの共同施設の運用に係る負担は重いため、電気料金などの維持管理費を支援すること。

② 空き店舗対策への支援

ⅰ）商店街の再生を図るには、空き店舗対策が不可欠である。若者をはじめ出店・創業希望者向けの家賃、改装費、設備購入費、建物の建替えや補強などの初期費用を支援すること。

ⅱ）事業承継ができなかった店舗がそのまま空き店舗となり、所有者に貸し出す意欲がない物件も空き店舗となっている。ついては、空き店舗の所有者の貸出しを促進するよう支援すること。

③ 商店街組織化への対策

ⅰ）法人格を有する商店街振興組合は、納税などの社会的責任を果たし、かつ、明確な責任体制を有するため事業の実効性も高くなっている。任意の商店会組織の法人化促進の観点からも、商店街振興組合に限って使用できる補助金制度の創設

や補助率・補助限度額・採択率・申請書類の簡素化など優遇措置を講ずること。

ⅱ）地域の実情を踏まえ、小規模な商店街が法人格をもつ商店街振興組合となれるよう設立要件（現在は３０人以上）を緩和すること。

ⅲ）アーケード、街路灯などは商店街の共有財産である。しかしながら、大型店やチェーン店が商店街に店舗を開設しても商店街組合に加入しない事例が増加している。応分な費用負担の観点から、組合への加入を義務付ける制度を導入すること。

④ 老朽化した店舗のリノベーション支援

老朽化した店舗の存在は商店街全体の魅力を損なう要因となっている。商店街への出店希望者や新規店を募る不動産所有者に対し、老朽化した店舗のリノベーションを促進するよう支援すること。

⑤ 商店街の賑わい創出への支援

商店街のイベントは、定期的に開催することにより、地域住民の交流が深まり、商店街への集客、商店街の魅力を高めている。ついては、イベントの開催やイベントで使用できるクーポン券、商品券の発行にかかる費用に対して支援すること。

⑥ 都道府県商店街振興組合連合会の機能の強化

都道府県単位で設置されている商店街振興組合連合会には、単独の組合では取組ができない連携事業の展開や市場調査などが期待されている。ついては、連合会の専門スタッフの確保や人件費を支援すること。

（２）個店施策

① 個店への伴走支援

商店街における個店の魅力を向上することにより、商店街全体の魅力を向上することができる。そのためには、特に経営体力の乏しい個店へのサポートが必要になっている。ついては、業務改善助成金などの生産性向上を支援するとともに、専門家の派遣による経営相談や販売戦略指導の伴奏支援を行うこと。

② 事業承継などの円滑化、若手商業者や後継者の育成

事業承継専門家による引継ぎサポート、地域ぐるみのマッチング体制整備など多面的な事業承継策を講じること。

商店街での創業・事業承継を希望する若者・後継者の育成のため、専門機関などによる支援・研修機会を提供すること。

③ キャッシュレス販売の促進

近年、キャッシュレス決済をする来街者が増加している。特に零細商店のキャッシュレス化への支援（端末機器導入、ランニングコスト支援等）、2～3%台に及ぶキャッシュレス決済手数料の低減を支援すること。

③ デジタル化支援の実効性向上

DX・AX などのデジタル化の重要性が高まる中、IT 導入補助金の対象にデジタル支援要員の派遣やパソコン・POS レジ整備費も対象とすること。

３　中小小売商業関係税制の拡充強化

（１）中小小売商業者の経営基盤強化

① 振興組合や中小法人などの法人税の軽減措置

振興組合などの法人税率は、令和９年３月まで15%に軽減（所得が年800万円以下の場合）されているが、昨今の物価高騰や人件費上昇等に対応するためさらに税率を引き下げ、恒久化すること。

② 事業承継税制の特例措置後における新たな特例措置の整備

本特例措置の期限後においては新たな特例措置を導入すること。

特例経営承認期間における書類提出など利用者の事務負担を軽減すること。

③ 固定資産税などの負担軽減

特に中心市街地では、地価が相対的に高いため、固定資産税・都市計画税が赤字企業や中小企業へも一律に課せられて負担が重くなっており、振興組合の解散につながっている。ついては、振興組合区域内の税率などを軽減するよう措置すること。また、負担が重い固定資産税の影響を受けて、賃料が高く設定される傾向にある。商店街店舗への出店を促進するためにも「土地に係る固定資産税の負担調整措置」を恒久化すること。

④ 個人事業主等の控除引上げ

個人事業主の事業主控除額、青色申告特別控除額を引き上げること。

⑤ その他適用期限を迎える特例措置の延長

ⅰ）中小企業者等の少額減価償却資産の全額損金算入

ⅱ）中小企業者等の事業承継などに係る不動産取得税の軽減措置

ⅲ）中小企業者などの800万円までの交際費等の全額損金算入を可能とする特例措置

（２）商店街振興組合の活性化

① 空き店舗に対する固定資産税などの減免と見直し

商店街の空き店舗の有効活用を促進するため、空き店舗の利活用に伴う固定資産税・都市計画税の減免措置を講ずること。また、商店街の店舗兼住宅は固定資産税等が減免されるため、空き店舗を放置する傾向にある。ついては、空き店舗の所有者へ適切に課税すること。

② 公共・公益性が高い共同施設への負担軽減

振興組合が保有、管理するアーケード、街路灯、防犯カメラ、AIカメラなどの住民の安心・安全を担う公共・公益性が高い施設について、固定資産税を減免すること。

また、振興組合が将来の大規模補修に備えて組合員から徴収する賦課金については、益金不算入とし、非課税措置とすること。

③ 振興組合に対する法人住民税の負担軽減

特段の営利活動を行っていない組合も多くあるところ、組合の赤字・黒字に関係なく課税される法人住民税（均等割）について減免措置とすること。

④ 各種補助金の非課税化

補助金は会計上「営業外利益」として計上され、所得税・法人税の課税対象となっているが、一定の政策目的を達成するために補助がなされるものであることから非課税とすること。

（３）消費税関連対策の維持、拡充

① 食料品消費税減税への対応

食料品の消費税率を令和９年４月から２年間引き下げる場合、特に小規模な個人商店では、値札の貼替えやシステム改修などの負担、さらには２年後の反動の懸念がある。レジシステムの買替えへの補助や特別融資制度の創設、価格表示義務の経過措置などに配慮すること。

また、テイクアウト時などの税率が引き下げられた場合、店内飲食との税率差が拡大し、飲食店の売上減少につながるおそれがあることから、飲食店を中心とする需要喚起策を講ずること。

② インボイス制度への対応

仕入れ税額控除を延長・拡充すること。また、免税事業者がインボイス発行事業者を選択した場合の納税額を売上額の２割に軽減する２割特例や事務負担軽減のための少額特例を恒久化すること。小規模事業者にとってインボイス制度や電子帳簿保存法対応は、時間的・人的な負担が大きいため、小規模商業者が本業に集中できるよう制度を簡素化すること。

③ 簡易課税制度の適用事業者の範囲拡大及び事業者免税点の引き上げ

小規模・零細事業者の事務負担を軽減するための簡易課税制度及び事業者免税点制度を維持するとともに、適用事業者を範囲拡大し、免税点を引き上げること。

４　中小小売業に対する金融支援

（１）金融支援

中小小売業者の資金繰りに支障が生じないよう、金融機関などによる柔軟かつ迅速な対応により、低利融資、返済猶予、貸付け条件の変更や円滑な資金供給が可能となるよう適切に金融支援を講ずること。飲食店を中心にコロナ融資返済に追われる事業者が増えているため、返済の猶予などを講ずること。

（２）中小企業高度化資金

借入時の連帯保証の制度を見直すこと。

（３）基金の創設

商店街振興を目的とした基金を創設すること。

５　安定した雇用環境の整備

事業主の雇用保険料や子ども・子育て拠出金の負担は企業の経営環境を踏まえて決定すること。

６　地方自治体の商店街関係予算の確保

地方自治体の商店街関係予算は、全国的に減少傾向にあるが、各地域において商店街が公共的な役割を果たし、地域コミュニティへ貢献していることに鑑み、国の物価高騰対応重点支援地域創生臨時交付金、社会資本整備交付金、地域未来交付金といった諸交付金の活用などにより十分な予算を確保するよう、地方公共団体に対して強力に指導すること。